

# 通院等乗降介助 Q&A

令和3年6月18日現在

## Q1 要支援1、2の高齢者は、通院等乗降介助を利用できないのか？

A1 要支援1、2の高齢者については、「通院等乗降介助」は介護報酬として算定できません。

※参照「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年3月17日老計・老振・老老発第0317001号）

## Q2 通院等乗降介助を利用した場合に院内介助は算定できないのか。

A2 院内介助については、原則、病院内のスタッフにより対応されるべきものですが、適切なケアマネジメントを通じて、具体的な院内介助の必要性が確認されていた場合には例外的に算定可能となります。

〈算定する場合に行っていただきたいこと〉

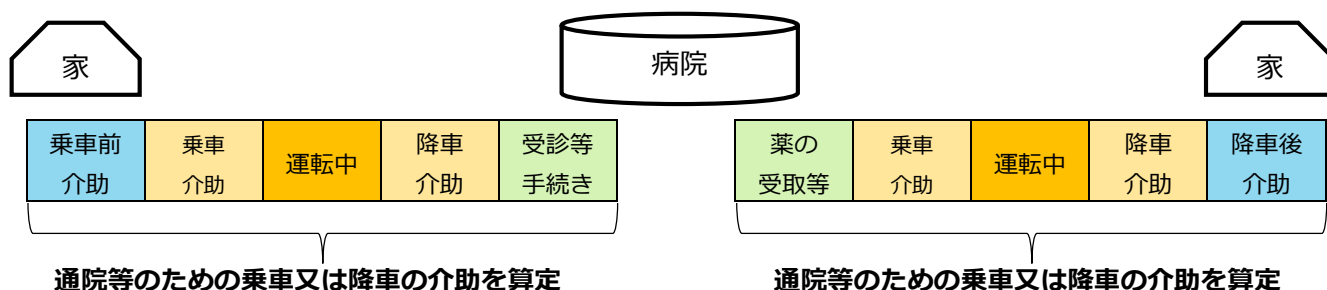
- ①利用者の心身の状況から院内介助が必要な理由
- ②家族等の介護体制（家族等の援助があるか）
- ③具体的な介助内容と所要時間
- ④医療機関の院内介助が得られないことが確認された経緯（いつ、誰に、確認した内容）

以上、①から④を居宅サービス計画に記載してください。

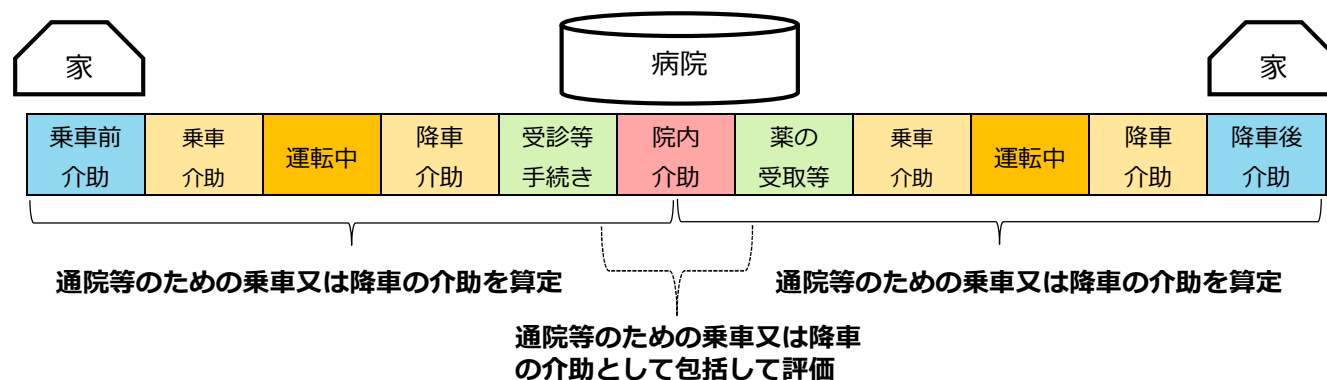
## Q3 報酬は「通院等のための乗車又は降車の介助」と「身体介護中心型」のどちらを算定するのか。

A3 対象者本人の状態により異なるため、下記の図を参考に算定してください。

### (1) 要介護1～5

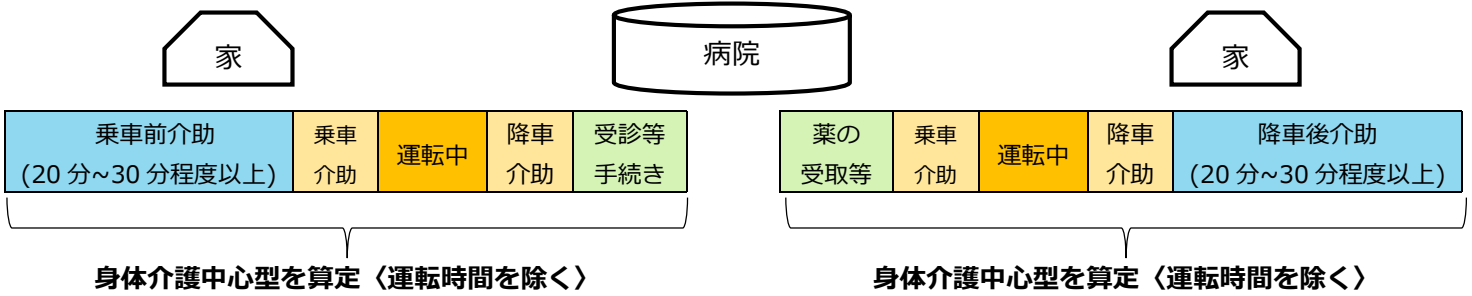


### (1) 要介護1～5 院内介助有りの場合



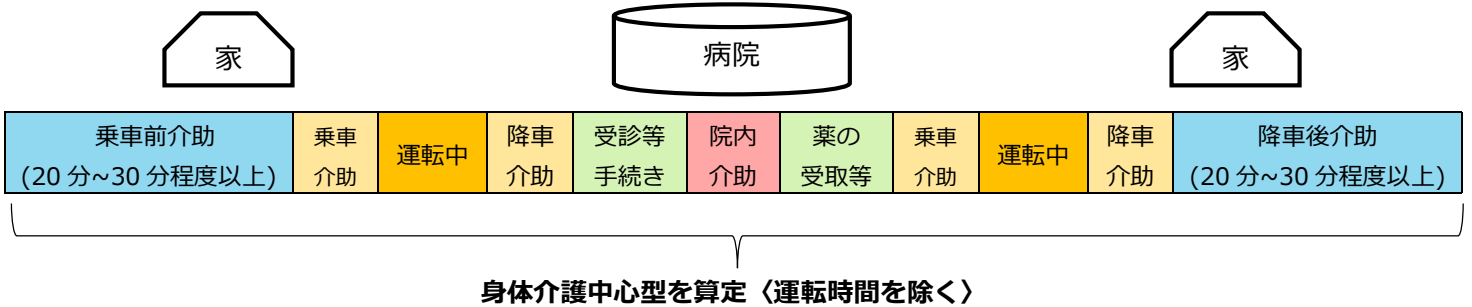
**(2)要介護4、5**

※通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合。



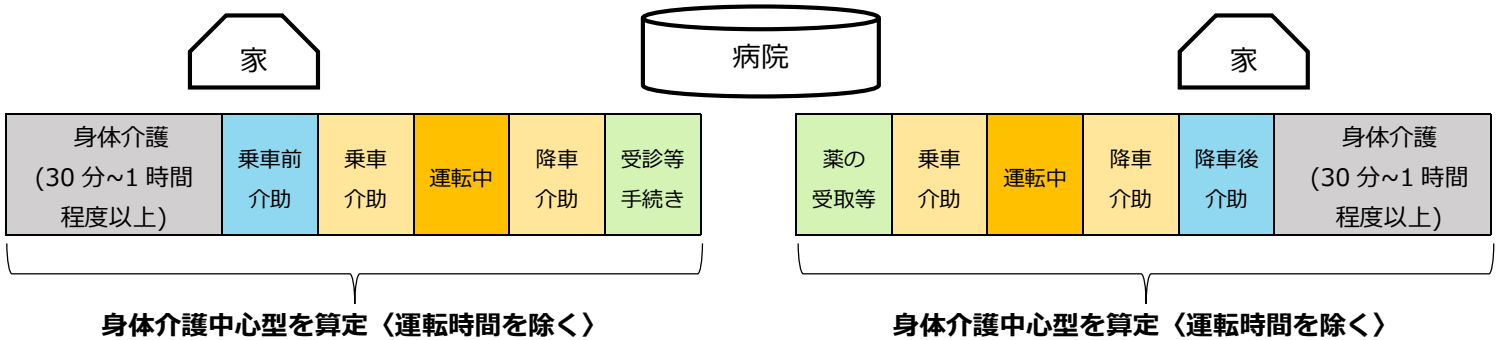
**(2)要介護4、5 院内介助有りの場合**

※通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20分～30分程度以上）を要しかつ手間のかかる身体介護を行う場合。



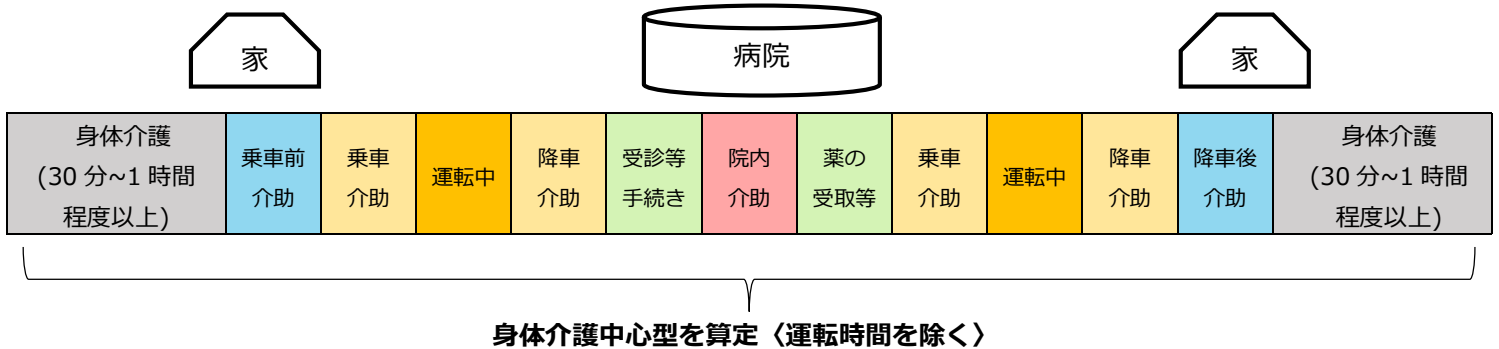
**(3)要介護1～5**

※居宅における外出に直接関連しない身体介護(例.入浴介助・食事介助など)に30分～1時間程度以上要しかつ当該身体介護が中心である場合。



### (3) 要介護1～5 院内介助有りの場合

※居宅における外出に直接関連しない身体介護(例.入浴介助・食事介助など)に30分～1時間程度以上要しかつ当該身体介護が中心である場合。



※参照 「「通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合」及び「身体介護が中心である場合」の適用関係等について」(平成15年5月8日 老振・老老発第0508001号)

#### Q4 通院等のための乗車・降車の介助の前後に連続して行われる外出に直接関連する身体介護(移動・移乗介助、整体整容・更衣介助、排泄介助等)は別に算定できるのか。

- A4** 「通院等のための乗車又は降車の介助」の前後に連続して行われる行為のうち、外出に直接関連する身体介護(移動・移乗介助、整体整容・更衣介助、排泄介助等)については、
- ・居室内での準備や通院先での院内の移動等の介助など、通院等のための乗降介助の前後に連続して行われる身体介護の所要時間や内容に関わらず「身体介護中心型」を算定できず、「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することになります。
  - ・ただし、要介護4又は要介護5の利用者に対して、通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20分から30分程度以上)を要しかつ手間のかかる、外出に直接関連する身体介護を行う場合に限り、その所要時間(運転時間を控除する)に応じた「身体介護中心型」の所定単位数を算定できます。この場合には、「通院等のための乗車又は降車の介助」の所定単位数を併せて算定することはできません。
- (例) (乗車の介助の前に連続して)寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合。

#### Q5 いわゆる介護タクシーにおける受診中の待ち時間の取扱について

- A5** 「通院等のための乗車又は降車の介助」は通院等のための外出に直接関連する身体介護の一連のサービス行為を包括評価しているため、通院先での受診中の待ち時間については、待ち時間の長さや待ち時間における介護の内容に関わらず、「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定することとなり、別に、「身体介護中心型」を算定できません。

※参照 厚生労働省 介護サービス関係 Q&A集より抜粋

**Q5 入院時や退院時に通院等乗降介助は利用できないのか。**

A5 令和3年度から可能となりました。※通院等には入院と退院も含まれることになりました。

**Q6 複数の病院を受診する場合などに通院等乗降介助は利用できないのか。**

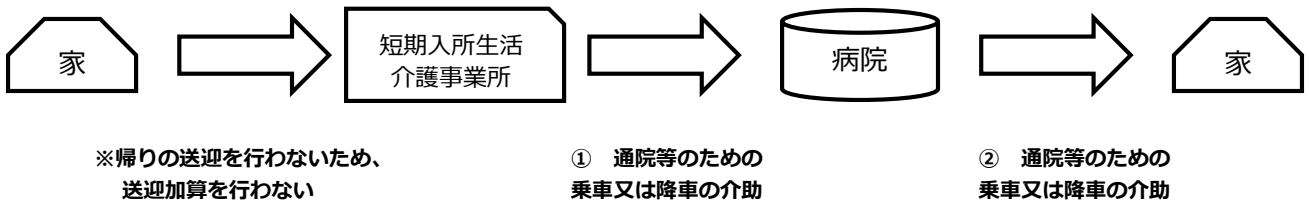
A6 令和3年度から、利用者の負担軽減や利便性向上の観点から、居宅が始点又は終点となる場合の目的地間の移送についても、同一の事業所が行うことを条件に算定が可能となりました。詳しくは下記の図を参考に算定してください。

**(1) 通所介護事業所から病院等へ行く場合**



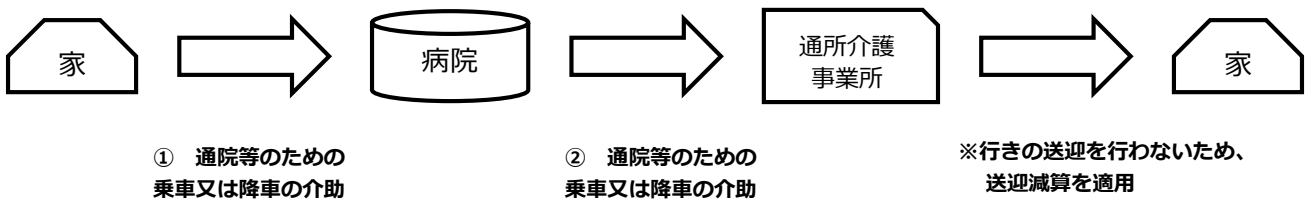
**②の算定がある場合のみ、①の算定が可能**

**(2) 短期入所生活介護事業所から病院等へ行く場合**



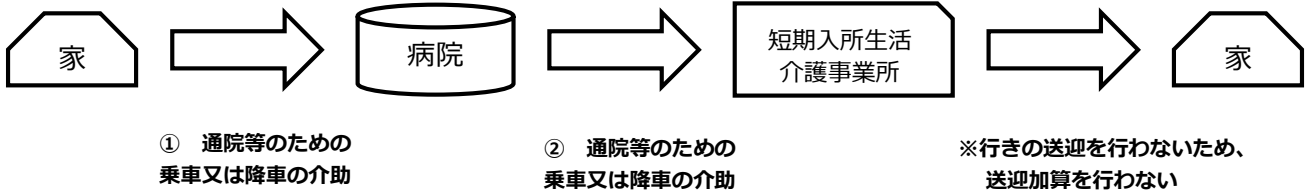
**②の算定がある場合のみ、①の算定が可能**

**(3) 居宅から病院等へ行き、病院等から通所介護事業所へ行く場合**



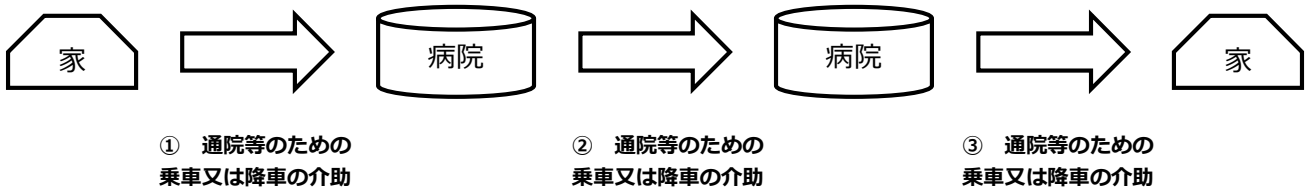
**①の算定がある場合のみ、②の算定が可能**

**(4) 居宅から病院等へ行き、病院等から短期入所生活介護事業所へ行く場合**



①の算定がある場合のみ、②の算定が可能

**(5) 居宅から複数の病院等へ行き、居宅へ帰る場合**



①又は③の算定がある場合のみ、②の算定が可能

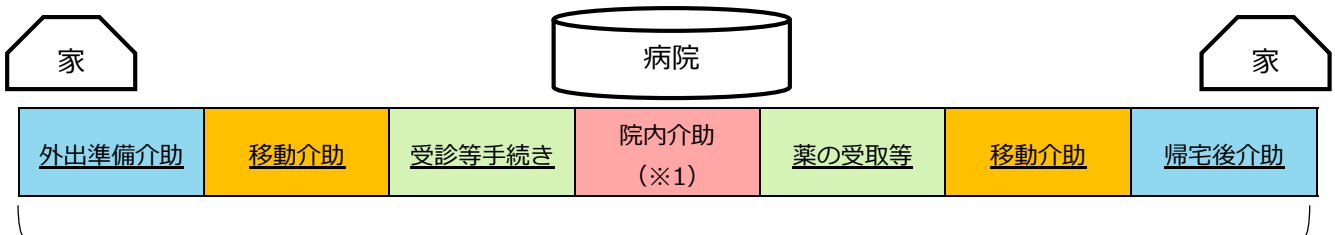
※参照 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について（令和3年3月16日 老高発 0316 第3号 老認発 0316 第6号 老老発 0316 第5号）

**Q7 徒歩や公共交通機関（タクシーを含む）を利用した場合はどうなるのか**

A7 徒歩と公共交通機関（タクシーを含む）で報酬の算定方法が異なりますので、下記の図参考に算定してください。（この場合は通院等乗降介助ではありません）

**(1) 徒歩、車いすなどで外出介助した（交通機関を利用しない）場合の算定例**

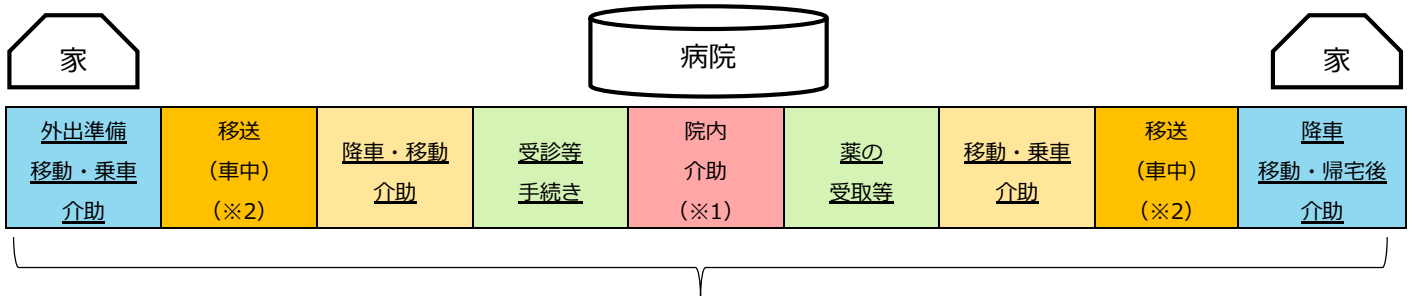
下図の下線部の所要時間に応じた（合算後の）所定単位数を算定する



身体介護中心型を算定（20分から30分程度以上）

(2) **公共交通機関（タクシーを含む）を利用して外出介助した場合の算定例**

下図の下線部の所要時間に応じた（合算後の）所定単位数を算定する



**身体介護中心型を算定（20分から30分程度以上）**

(※1) 院内介助については、原則、病院内のスタッフにより対応されるべきものですが、適切なケアマネジメントを通じて、具体的な院内介助の必要性が確認されていた場合には例外的に算定可能となります。

〈算定する場合に行っていただきたいこと〉

- ①利用者の心身の状況から院内介助が必要な理由
- ②家族等の介護体制（家族等の援助があるか）
- ③具体的な介助内容と所要時間
- ④医療機関の院内介助が得られないことが確認された経緯（いつ、誰に、確認した内容）

以上、①から④を居宅サービス計画に記載してください。

また、単に付き添っている時間や診察時間など本人の自立支援に該当しない時間については算定の対象とはなりません。

(※2) 公共交通機関（タクシーを含む）に乗車(移送)中に車中で気分の確認を含めた介助を行った場合は、介護報酬を算定することができます。

※参照 厚生労働省 介護サービス関係 Q&A集より抜粋

## 参考資料

### 介護タクシー等運送業許可種別比較

運送業許可種別	運転免許	ナンバー	対象者
一般乗車旅客自動車運送事業 (福祉輸送事業限定) 許可 道路運送法 4 条許可	二種	緑・黒	①要介護・支援認定者 ②障害者手帳所持者 ③その他障害等により単独での移動が困難な者 ※全て付添人を含む
特定旅客自動車運送事業許可 道路運送法 43 条許可	二種	緑・黒	自社の介護保険サービスを利用する者 ※輸送範囲はケアプランに基づく病院等
自家用自動車有償運送事業許可 道路運送法 78 条 3 号許可	一種	白・黄	上記 4 条又は 43 条のうち、許可を受けたほうの 対象者
NPO・社会福祉法人等による 福祉有償運送登録 道路運送法 79 条登録	一種	白・黄	①要介護・支援認定者 ②障害者手帳所持者 ③その他障害等により単独での移動が困難な者 ※全て付添人を含む